

令和6年度第2回滝沢市いじめ防止等対策協議会 会議録

1 開催期日

令和7年1月22日(水) 15時00分～16時30分

2 開催場所

滝沢市役所防災庁舎2階201会議室

3 協議

- (1) 令和6年度滝沢市いじめ調査結果について
- (2) 「令和7年度滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針(案)」について
- (3) SNSトラブル防止リーフレットについて
- (4) その他

4 出席委員

委員18名中14名出席…設置条例第6条第2項に基づき会議成立

	氏名	所属	備考	出欠
1	佐々木 徹	盛岡地方法務局 人権擁護課 課長	関係行政機関の職員	欠
2	薄木 美由紀	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部地域相談課 課長	関係行政機関の職員	出
3	中村 亜貴	盛岡西警察署 生活安全課 課長	関係行政機関の職員	出
4	中屋 豊	盛岡教育事務所 在学青少年指導員	関係行政機関の職員	出
5	黒澤 みほ子	滝沢市立鶴飼小学校 校長	学校教育の関係者 (小学校長)	出
6	江六前 仁史	滝沢市立滝沢南中学校 校長	学校教育の関係者 (中学校長)	出
7	堰合 明恵	川前保育園 園長	学校教育の関係者 (市内幼稚園・保育園長)	出
8	佐藤 正和	滝沢市PTA連絡協議会会長(R6) (現滝沢小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (小学校PTA)	出
9	藤倉 浩康	滝沢市PTA連絡協議会副会長(R6) (現滝沢東小PTA会長)	児童・生徒の保護者 (中学校PTA)	欠
10	大西 洋悦	盛岡大学文学部児童教育学科 教授	学識経験者(大学教員)	出
11	紺野 好弘	岩手大学教職大学院 特命教授	学識経験者(大学教員)	出
12	嶋野 重行	盛岡大学短期大学部幼児教育科 教授	学識経験者(大学教員)	出
13	天間 正継	高橋法律事務所 弁護士	学識経験者(弁護士)	出
14	山口 淑子	医療法人山口クリニック 理事長	学識経験者(医師)	欠
15	紀司 かおり	岩手県立大学社会福祉学部 講師	学識経験者(公認心理師)	欠
16	砂田 麻子	岩手県社会福祉士会 社会福祉士	学識経験者(社会福祉士)	出
17	滝田 律子	滝沢市健康こども部 こども家庭センター 所長	本市の職員(関係課)	出

18	柴田 賢一	滝沢市市民環境部 防災防犯課 主任主査	本市の職員（関係課）	出
----	-------	------------------------	------------	---

6 市出席者

教育長		太田 厚子
教育次長		久保 雪子
教育委員会事務局		
学校教育指導課参事兼課長		渡邊 康二
同 主幹兼主任指導主事		阿部 弘樹
同 主任指導主事		新沼 泰起
同 総括主査		高橋 由紀子
同 学校教育専門員		小山 孝治

7 傍聴人 なし

8 内容

(1) 開会

委嘱状交付

委員 18 名中 14 名の出席。会が成立する旨を報告し開会。

- ・太田教育長より挨拶
- ・委員紹介（次長）

(2) 議題

(次長)

続きまして議題に入ります。

いじめ防止等対策協議会設置条例第 6 条により、議長は大西会長が務めることとなります。それでは大西会長よろしくお願ひします。

(議長)

それではよろしくお願ひします。

最初に、報告・協議に入る前に会議録署名委員を指名したいと思います。本日の会議の議事会議録署名につきましては『黒澤委員』『柴田委員』を指名いたしますのでよろしくお願ひします。

それでは協議に入ります。

始めに協議 1「令和 6 年度滝沢市小中学校いじめ調査結果」につきまして協議します。事務局より報告をお願ひします。

(事務局)

説明

(議長)

事務局より今年度の滝沢市いじめ調査結果についての報告がありました。これにつきましてご質問やご意見ございませんか。

(委員)

数字の部分でお伺ひします。児童生徒の場合において、回答数 3,001 人と 1,535 人というのは、滝沢市における児童数生徒数の全体数なのかということなんです。ここに無回答がないので、ここの部分に関して教えていただきたいです。

(事務局)

1 の円グラフの中の回答数についてですが、98%とあるように全体の中の回答者数が 98%の 3,001 人ということです。同じように、中学校は全体の中の 1,535 人が回答したということで 94%の回答数になっています。

(委員)

小学校の場合ですが、この 98%の中には例えば不登校の子も入っているのか入っていないのか、不登校の子にも回答を求めたのかどうか、中学校もですが。

(事務局)

今ご指摘のあった通り、不登校の子たちについてですが、回答していただける・回答することが可能な児童生徒に対してアンケートを実施していますので、何らかの事情があって休んでいる子どもたちに対して必ず回答するようにという形で働きかけているものではございません。ですので、状況とするともしかしたら回答できなかったという子たちもいると捉えています。

(委員)

不登校の子がどういう理由で学校に行けなくなったのか、その原因としていじめがあったのかどうかということを見ると、先程の話だと指導レベルDの部分がないとなっていますが、潜在したそういったところまでの調査に至っているのかどうかというのは少し疑問に思います。目に見える部分としては、今はゼロではありますが、より重大なところに関して今後調査ができるのかできないのか、全ての不登校の子がいじめが原因とは言いませんが、今後の調査についてどうお考えなのか伺います。

(事務局)

ありがとうございます。そのような心配は当然のことと考えますが、基本的に、いじめが原因で、もし不登校となった場合は重大事態として捉えて対応しなくてはならない状況となります。ですので、この調査において休んでいる子どもたち、不登校状況にある子どもたちも含まれていますが、その子たちについて、こちらの捉えとするといじめが原因で不登校となっているわけではないというように把握した上での調査となっております。ただ、委員がおっしゃる通り、潜在的なもの等々を深く調査していく必要も出てこようかと思えます。当然そういった、いじめが原因での不登校ということにならないように、現在、学校、教育委員会、そしてこの協議会含めて関係各所で対応しているところです。

(議長)

その他ございますか。それでは次に入ります。

滝沢市いじめ防止等のための基本的な方針改定案について協議します。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

1点目が、4ページからの「2 学校におけるいじめの防止等のための組織の設置」ということで、これまでも、組織的に学校で対応していく体制を敷き、きちんと作っていくということは書かれてありましたが、2番のところをもう少し具体的に、かつ関係法令や学校いじめ防止基本方針を理解しながら、さらに、この重大事態という内容をしっかり捉えていく、という文言を加えたということです。

それから、もう1点は6ページからのところです。委員の話の中の懸念の部分だと思えますが、いじめが起きてからしっかりと解消するまでの状況を、教職員が捉えて指導していこうとするものであり、被害の本人だけでなく、保護者さん等と面談を行いながら進めていくという改定です。ご質問やご意見等をお願いします。

(委員)

説明がありましたが、今年度いじめの重大事態に関するガイドラインが7年ぶりに改定になったということで、令和6年8月に見させていただきました。本方針の赤字のところですが、そのことがしっかりと反映されていて大変いいと思いました。特に、先生方が共通認識する場を設定するということと、その記録をしっかりと取るということです。これがないと後でトラブルの原因になりますので、各学校では様々な会議等があると思えますが、記録の作成と保存に十分気をつけていただきたいと思います。

その中で何点かどうなのかというところがありまして、1点目が「いじめ被害児童生徒」や「加害児童生徒」という表現が使われていましたが、今回のガイドラインでは「対象児童生徒」「関係児童生徒」という表現が使われておりますが、それについて検討は

どうされたのかをお伺いします。それから、8ページ(3)のいじめを受けた児童生徒保護者への適切な情報提供ということで、情報の提供については経過報告を行うという表現になっておりますが、ガイドラインを見ますと調査実施前の事前説明ということも大事だと入っていましたので、この中に対象児童生徒、あと保護者への事前説明ということも入れた方がいいのかなと思いました。この2点について、よろしくをお願いします。

(議長)

それではお願いします。

(事務局)

ご指摘いただきありがとうございます。その通り子どもたちの呼称、いじめを受けた加害被害の言葉ではなくて、対象児童・関係児童という部分についても再度見直してまいりたいと思います。また、保護者への報告等についても、事前の説明という内容についても、再度新しく出されたガイドラインとを照らし合わせながら、追記できる部分を確認していきたいと思います。なお、今回いただいたご意見を基に、さらに追記がなされた場合には、委員の皆様には、後ほど新たに訂正したものをお配りいたしますので、このような意見をたくさんいただければと思っております。よろしくをお願いします。

(議長)

よろしいでしょうか。その他ございませんか。

委員、保護者の立場からいかがでしょうか。

(委員)

基本的な方針のところ、やはりこの赤字の部分に関しては、どうしても起こってからの対処、特に重大事案というのは、そういった対処の在り方が追記されていると思うのですが、やはり5ページの「3(1)いじめの防止」というのが大切だと考えています。そのために、学校だけが頑張っても、これは起こり得るような気もするので、やはり家庭での役割も必要だと考えています。また、これは子どもにも「いじめとはこういうものだ。だからなくそう」というように、子どもがどのくらいそれを理解し、いじめをしては駄目だよということを理解し行動できるということが大切だと考えています。例えば、指導レベルの文言が学校中いろいろなところで子どもたちも見ることができて、これがいじめなんだよ、と具体的にみるような工夫も必要なのではないでしょうか。「日常的にいじめの問題に触れ」というように5ページには書いてありますが、なかなか毎日毎日時間そのことを伝えるというのは難しいことなので、子どもたちが、常にこれはいじめだよ、と気づける工夫や、闇バイト万引きのように、耳障りをソフトにしてしまう言い方が日本人は得意だと思っていて、いじめとはこういうことだよと、もっと何かわかりやすい伝え方がいいのかなと思っています。具体的なことを子どもたちに伝えるほうが子どもは理解できるのかなと思っています。それを自分の子に伝えるというほうが、親としても楽かなと思っています。

(事務局)

今お話しいただいたように、対象の部分が今回の見直しにはなっておりますが、大事なはその未然防止の部分であろうとこちらも考えているところです。併せて、本協議会で平成28年にいじめ防止のためのリーフレットを作成して全戸配布した経緯もございます。その際には、「学校」、「子どもたち」、「家庭」、「地域」のそれぞれに、いじめ防止のためにどういったことができるかということを確認してお示しいたしました。学校においては、そういったものを再度活用しながら、いじめの未然防止のための取組を充実させていきたいと考えているところです。

また、いじめの具体についてのご意見もございましたが、これも各学校で指導する中で難しいと感じているところです。現在の法的には、いじめというのは受け手がいじめと感じたものをいじめとするというのが法的な形となっておりますので、この具体に当てはまらないからいじめではないよねとはならないように、各学校で指導していきたいと考えております。ご意見ありがとうございます。

(議長)

「対象」と「未然防止の大切さ」ということでお話が出たと思いますので、今学校で取り組んでおられると思いますが、再度、各校の取組をよろしく願いできればと思います。

次のリーフレットの活用のところでまたご意見いただければありがたいなと思います。その他ございませんか。

(委員)

先ほども出ましたが、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが大きく改定されて、平時に関するものや重大事態に関するものが追記されている中で、他の自治体ですと、今回の改定でいうと6ページ目の「いじめへの対処」というところに関して、少なくとも3ヶ月を目安として、ある程度の期間を定めている形になりますが、実際、対処としてどれだけモニタリングの期間を設けるべきか、要は3ヶ月止まっているということについて確認するのかということも必要な視点だろうと思います。1ヶ月ごとに確認して3ヶ月なのか、3ヶ月とりあえず様子見て何かあったかを聞くのかというモニタリングなのかを示す必要があると思います。ただ、一応4ページ目に、学校のいじめ基本指針では、PDCAサイクルの期間を示すということは書いていますが、どちらかといえば、これは平時のものなので、基本方針の中でも、どれぐらいのサイクルでモニタリングが必要かというのを示してもいいのかなというのの一つです。

2つ目としましては、ガイドライン等に出てくる中で、やっぱりスクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカーも重要なポジションになっておりましたので、4ページ目の構成員のところスクールソーシャルワーカーも盛り込んでもいいのかなと考えた次第です。以上です。

(議長)

はい、どうぞ。

(事務局)

ご指摘いただきありがとうございます。1点目の解消の要件としているモニタリングの期間について、確かにこの部分だと3ヶ月放置した上で確認するのか、1ヶ月ごとに確認するのかということがわかりにくいと思ったところです。これについてはこちらで案を立てさせていただいた上でお諮りしたいと考えております。2点目のスクールソーシャルワーカーの部分についても、こちらとしてもぜひお願いしたいと思っております。現在市内の各中学校で行っている生徒指導連絡会等については、盛岡教育事務所よりスクールソーシャルワーカーを派遣いただき、生徒指導事案を話し合っているところでございますので、そのような現状も含めて追記について検討していきたいと思っております。

(議長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。その他ございませんか。それでは、今の様々なご意見等ご提言いただきしたので、事務局でまた検討していただいて、並行する部分がございますら、次の協議会に提案ということでお願いしたいと思います。それでは協議の方は終わりたいと思っております。

次の協議の方に入ります。協議(3) SNSトラブル防止リーフレットについて協議します。最初に事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは私からSNSトラブル防止リーフレットについてご説明いたします。こちらは昨年度このいじめ防止等対策協議会で様々なご意見をいただいたものを、昨年度末に全戸配布し、今年度も児童生徒に配布しております。また、学校からの要望に応じて追加で配布をしてございます。

このSNSトラブルリーフレットにつきまして、岩手日報に論説として取り上げられましたので、そちらも含めて今後の活用方法についてご意見を頂戴できればと思っております。

岩手日報の12月6日の論説に、オーストラリアのSNS禁止に関わる論説が載せられました。この論説に関わって、岩手日報から取材を受けまして、本市のSNSトラブ

ル防止リーフレット等の中身について回答したものを取り上げていただいております。この中にも記載してございますが、こういったSNSのトラブル防止については、子どもたちが、このトラブルを他人ごとではなく自分事として捉えていくことがトラブル防止に繋がると考えておりますので、今後も、SNSのトラブルからのいじめに繋がらないような取組を推進してまいりたいと考えております。この後ぜひ各学校での活用状況等をお話しいただいて、さらに皆様から更なる活用の仕方等ご助言をいただければ、今後のいじめ防止の取組に繋げていけるものと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

それでは、本日委員として小学校と中学校の校長先生がいらっしゃっておりますので、それぞれの学校で取り組まれてきたことをお話していただけますでしょうか。お願いいたします。

(委員)

では、小学校の状況についてお話ししたいと思います。

市内の小学校から情報を集めましたのでまとめてお話させていただきます。昨年度リーフレットを用いて、各学校で、学級ごとに指導を行い、家庭で話し合っただけというようにしておりましたが、家庭での差があったように思います。今年度、再度各学級で指導を行い、配布、家庭で話し合っただけで書き込んで掲示するというようにしておりました。しっかり話し合っただけで、そこで意識付けられたお子さんもいれば、家庭での話し合いがされなかったという子も、高学年になると多くなってきています。

そこで、学校で定期的に指導する機会を設けようということで、各学校で工夫した取組がされておりました。例えば、いろいろな関係機関の方に来ていただく、西警察署に来ていただく、県警スクールサポーターに来ていただく、業者さんに来ていただく、それから病院の先生に来ていただくなど、親子で講習会を持ったり学習会を開いたり各学校で取り組んでおりました。

それから、年に1回は関係機関の方に来ていただくのですが、繰り返し、再指導することが重要かと思っております。本校では、文科省のSNSトラブル動画を、各学年に課題に応じて見せました。20分ぐらいですので、その後指導を行うと、長期休みの前の指導に適切な内容でした。SNSアンケートにもありましたが、その中で助けを求める場を知らないと答えた保護者や子どもが多いということで、少し驚いているところです。ただ考えてみれば、子どもたちは自分に何か困ったことがあれば、どうしようどこに相談しようというようなパニック的な思考になってしまうので、これもやはり繰り返し指導することが必要かなと思っております。同じようなことを繰り返してやっても、必要なときに「そうだ」「理解できた」とはならず、そのときは何となく理解したつもりでも、自分ごとになっていないとやはり温度差があるのかなと思っております。学期ごと、それから長期休みの前に、必ず繰り返し指導することが大事なのかなと考えております。そして善悪の判断、危険の判断、自分が被害に遭わないようにどうすればいいのかということ、繰り返し考えさせるということが重要かなと思って取り組んでいるところで

(委員)

それでは、市内の中学校から取組状況を聞いた部分を含めてお話をさせていただきます。

今、小学校からもありましたが、中学校でも家族で話し合っただけ、という家庭はなかなかなかったように思っています。家庭で話し合う機会については、中学校になると、なかなか親と子で喋るというか…。それも、スマートフォンやSNSのことについて、親と相談をするということは、1年生のうちは何とかなるのですが、2年生3年生になると、そもそもこのリーフレットについて、親御さんが渡されたことを知らなかったというようなこともありますので、本校ではスマートフォンで情報を流せる「マチコミ」で画像を流したりしないと、子どもたちは都合の悪いお便りは親にはなかなか見せないの

で、そもそもこのリーフレットの存在を知らない親御さんがいました。夏休みの前にSNSのことについての講習会・研修会をやった学校でも、保護者が「全然知らなかった。こういうこともやっていたのですね」という話があったと伺っております。また、西警察署に来ていただき講習会を行った、というところが複数ありました。あとは、これから新入生説明会・保護者説明会があるのですが、そのときに40分から50分時間を取って説明をする、という学校もありました。あとは夏休み、冬休み前、というようにできるだけ複数回やるということを中心している学校もありました。

また、このリーフレットの裏面の相談窓口の一覧についても、拡大コピーをして学級掲示をしている、というような学校もあります。本校も廊下にこの部分を大きくして貼ってあって、こういうところが相談窓口だよ、何かあったらこういうところで相談してくれるよ、と子どもたちに対して宣伝というか周知する、と。でないと、学年が進むにつれて家庭で話さなくなっていくことが普通です。そういった思春期の子たちとどう関係を作っていくか、がポイントであると考えております。あとは担任や保護者、子どもたちとどう関係を作っていくか、それは、先ほどのいじめの早期発見であったり解決の家庭であったりということに大きく関係するな、と中学校の先生方で話題にしているところです。

(議長)

はい、ありがとうございました。

市内の小学校での取組、それから中学の取組として、様々工夫して進められていることをお話いただきましたが、何かご質問やもう少し詳しく聞きたいというところはございませんか。それぞれ小中で発達段階が違うので、課題があるということも今出てきたと思いますが、ご質問や意見も含めて何かございませんか。

私からひとつお聞きしますが、それぞれの学校でこれを具体的にどうやって子どもたちに説明したのかということをお教えいただければと思います。

(委員)

リーフレットを使つての指導については、指導案のような形で市教委からも示していただきました。それを参考に、学年に応じて説明をしたり考えさせたりということをした上で、児童に持たせて家族でも話し合つて、というような形でした。

(事務局)

SNSトラブル防止リーフレットの配布につきましては、各学校で担任が子どもたちに指導する手順をお示したものを、発達段階に応じて、小学校低学年、中学年、高学年、そして中学校と、それぞれの段階に応じた進め方ができるようなものをお配りしております。その中で、最初どういった形で話題を切り出して、そしてこのリーフレットを提示して、家庭に持ち帰つて話し合つてもらつてというところに繋げられるような、一般的な流し方は示させていただいております。それらを基に、担任の先生の個性に応じて味付けをしていただいき指導していただいている状況です。

(議長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

いじめ調査アンケートのところではいじめの具体を示した方が良いという意見がありましたが、このリーフレットにも「その言葉相手はどう思うかな」というところ、冷やか・からかい・悪口のところです。それを、こんな言葉あんな言葉こんな言葉という例を出して「これはどう?」「どういうこと?」といった具体を考える授業を、3年生に対して行いました。2年生には内容をもう少し分かりやすくしなければならなかったのですが、3年生は、「それをやってそれもいじめなのか」ということに気付く場面もありました。

(議長)

ありがとうございます。具体的に、実際こういう言葉や行為がいじめかということ、子どもたちに対して行っていたということをごさいます。

小学校と中学校の取組が話されましたので、その取組に関わりながら、それぞれのご専門の立場からのこのリーフレットの活用等についてご意見いただきたいと思います。

(委員)

私からは、指針の説明の中にありました、去年から運用されている国のガイドラインについて話をしたいと思います。このガイドラインのチェックポイントを拝見しますと、実際にいじめの重大事案が発生したとき、おそらく学校がこのように動くだろうという流れを想定した項目になっていると思いました。

実際にいじめが起きると、このようなプロセスを踏んで学校が対応しなければならぬことがある。それを起こさないために、あらかじめどのようににしたらいいかというようにことも書かれておりますので、これはいじめの発生に対してのリスクマネジメントやリスクヘッジといった内容が散りばめられているチェックリストだと思いました。

学校ではたくさんの多感な年頃の子どもが長時間過ごしますので、どうしても摩擦やトラブルが発生します。そういった中でどういったことが起こりうるのかというのを日頃から考えるという意味でも、このチェックリストは非常に使いやすい使い勝手がいいものではないかなと感じました。

(議長)

ありがとうございました。続いてお願いします。

(委員)

このリーフレットに関しては、幅広いターゲットの子どもたちにというところで、とても難しかったと思いますが、わかりやすく作られていると感じています。

先ほど小学校や中学校からお話がありましたが、警察では犯罪に該当するという部分でいじめ問題に関わらせていただいておりますが、滝沢市ではない事例で言いますと、児童ポルノの送受信というのがまさに犯罪になるというところを、子どもたちに説明する機会が多くなってきました。警察での講話も、できるだけ危機感を煽るような指導をするようにしております。

あとは学校で、ポチッと押せばLINEでどんどん広がって、悪気がなくても自分自身が加害者になっているという状況があった場合には、タイムリーな教育が必要ではないかと考え、学校に、警察官なりスクールサポーターによる講話をぜひ入れさせていただきませんかとお願ひすることもあります。ぜひ何かありましたら警察にご相談していただければと思います。今後ともよろしくお願ひいたします。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

SNSのトラブルに関する学び方の活用ということで、実際私も学校を回ってみますと、いじめの背景にはSNSのトラブルが結構あるということをお聞きしております。

各学校では適切な指導をされていて、自分も同じ経験がありますが、保護者の方々のご協力とご理解、どうやって保護者の方々に対策を伝えていくかということが大事だと思います。このリーフレットについて、7月にお話をさせていただきましたが、SNS関係の情報モラルに関わっては、いわゆる人間としての正しい生き方有り様というようなモラルとしての指導と、いわゆる情報技術の特性や仕組みをセットで指導していくことが重要だと考えております。

一方で、自分も含めて、大人が日常モラルとしての節度・思慮・思いやりといったようなことを、どれほど意識して、あるいは情報技術の発達や仕組みについて、自分も含めてほとんどない。ルールだけわかって生きているか、そういったところも必要だろうと思っています。なので、学校は子どもたちに対して一生懸命指導している、いろいろな場を設けている、保護者には小学校で会議の場を設けてリーフレットの配布や講演会等もしていただいた。

今後は、大人も含めながらこういった意味での危機感を持ちながら取り組んでいければと思います。

(議長)

はい、ありがとうございました。

保育園は小学校や中学校の取組とはまた少し違うと思いますが、いじめとか様々なトラブルがあると思いますが、対応などについてお話しいただければと思います。

(委員)

資料を見たときは、小学校1年生のいじめについて、指導レベルAが132件という数が多いと思いました。これは学校に入学してからではなく、保育園でもAにあたる冷やかしやからかいなどは、年長くらいになってくるとないわけではないので、日頃の生活や遊びの中で教えていくことも必要ではないかということを感じました。

いろいろ話を聞いて、アンケートも大事ですがアンケートではないところでも何かあったときに話せる大人の存在は大事なかなと思います。自分も中学生の親でもあります、親であったり学校であったり、自分の相談事を話せるような雰囲気といいますか、関係性が大切だと感じました。実際のアンケートでは、終わってしまったことは書かない可能性もありますし、これが全てではないのかもしれないと思うところはあります。あと、このリーフレットもそうですが、いろいろな指導も学校でされているようなので、リーフレットの一部を掲示したりするのはとてもいいと思って話を聞きました。マナーリ化にならないように繰り返し振り返る場を子どもたちに設ける必要があるのかなというところです。

(議長)

はい、ありがとうございました。

(委員)

全体の中で3点、スクールソーシャルワーカーをしていますので感じたことをお伝えしたいと思います。

1点目です。誤解のないように聞いていただきたいのですが、「いじめは絶対に許さない」という言葉がありますが、これはいわゆる「人権侵害を伴うようないじめは絶対許さない」というように私達は解釈しなければいけないのかなと思います。というのは、子どもたちは先ほどからあるように、小学校1年生であれば低レベルのトラブルは起こして当然というか、子どもたちはいろいろなことを経験しながらそれを乗り越えて成長し、人との関わりについて学んでいくということが、学校生活の大きな意味ではないかと思ったときに、子どもがいじめられたと言えばそれはいじめとして認知はします。けれども必要な経験であるという部分も、私は学校教育の中ではあるのかなと思ったときに、全ての行為が絶対駄目だというのではなく、それをどのように貴重な経験として次の過程に生かしていくかというところがすごく大事ではないかな、と。ですので、失敗した経験を繰り返すことは駄目ですが、それを自分の経験の大事なものとして学んでいく機会と先生方は捉えていただきたいですし、そこに学校教育の大きな意味があるのかなと考えております。親だけではできないこと、仲間がいるからこそトラブルがあること、それをどうやって乗り越えていくか、これはいじめをした側、それからいじめをされた側両者にあると思うので、何のトラブルもない静かな関係性だと、逆を言うと関わりのない無関心な関係性になってしまう可能性があるのも、そこは大人として必要な経験があるのだ、と理解していきたい。でも、人権侵害は許されない、同じことは駄目なんだという経験をさせていく必要があると思いました。

それから2つ目ですが、先ほど委員さんもおっしゃったように、私はいじめと不登校の相関というのはあるのかなと、現場にいて思っています。それを考えたときに、実はあのときのあの出来事が、当事者にとってはいじめであって、それで学校に行けなくなりましたという訴えが、時間が経ってからもあるのではないかと。そのときには言えなかった、言わなかった、そこに早期に介入できない部分があるので、学校の先生にはなかなか話せない保護者さんや子どもも、以前の出来事がきっかけで休み始めるという可能性は確かにあります。そのときに、学校の先生だけではなくて、カウンセラーやソーシャルワーカー、それからこども家庭庁から出ていましたが、福祉部門との連携も含めて、

もしかするとご家庭がなにかしら福祉のサポートを受けている可能性がある家庭であれば、そちらの相談員さんの力を借りながら、実は学校でそういう問題があったんだということをキャッチしながら支援していければいいのかなと感じています。ですので、学校の先生が把握していないからいじめではないということではなくて、いろいろな切り口から見ていく必要というのを感じています。

3つ目は、これも現場にいて思うのですが、いじめが起きたときに様々な学校の先生が対応していきます。そのときの記録の大切さのところですが、その記録はどういう様式でどのような形で記録をしていくかということが、例えば滝沢市の中で、また学校間で共通のフォーマットがあるのかどうか。それとも、それぞれの学校独自でいくのか、そういったところも情報交換しながら進めた方が良いと感じました。記録の方法について、こういう形にすると後でいいよというような先生方の学びの機会があってもいいのかなと思っています。同様に、いじめのフローチャートといたしますか、どういう形で支援が流れていくのかということも確認していくということも非常に大事なような気がしています。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

アンケートやリーフレットについて、少し論理の飛躍があるかもしれないですが、僕はこのアンケート結果を見たとき面白いと思いました。というのも、アンケートの調査結果で、小学校や中学校だけでなく保護者にもアンケートをとっていて、1枚目の右側が保護者だと思えますけれども「スマホに何の機能が付いていますか」というところで2番目にゲームが入っていて、保護者も結構ゲームをやっているんだな、と。同じく子どもたちはもちろんゲームをやっていて、大人や子供を含めての課題なんだろうと思いました。また、動画視聴も入っていますが、SNSにYouTubeが入っていないので、もしかするとYouTubeは音楽や動画視聴の方に入るのかなと思っていますが、そのコメント欄でいろいろ炎上することや誹謗中傷が多いと思いますが、結局、動画視聴は子ども保護者もかなりの件数ありますので、大人と子どもを交えていろいろな問題があるだろうと感じました。

その中で、要はゲームや動画視聴で大人と子どもが交わる機会が多いのではないかと、というのが滝沢市のアンケートで少し感じています。そう考えたときに、アンケートの中で「知らない人と会わないという事を決めている」「ネットで知り合った人には絶対会わない」という決め事が、結構割合としては低いと感じました。

お金に関する決めごと、課金はしないというのはあるのですが、「ネットで知り合った人には会わない」という決め事は少ないと思いました。そのような意味で言えば、「誘われたので会いに行ってもいいの?」と、このような文言がリーフレットにあることは非常に良いと思っています。

リーフレットでは現時点ではこのように書いていますが、もう少し盛り込んでもいいと思うのは「その言葉相手はどう思うのかな?」という部分です。YouTubeやゲームのコメントだと非常に口が悪いというイメージであって、大人の口が悪いのに子どもがその口が悪いのをやってはいけないという、要は「他の人もやっているから」という、ノリではありませんがそういう風潮もあると思います。

ただ、それは本来やってはいけないという部分、「その言葉相手はどう思うのかな?」というところにどのように盛り込んでいいのかわかりませんが、何か具体的な内容を盛り込めたらと思った次第です。

(議長)

ありがとうございました。

(委員)

このリーフレットですが、中学生だとこれを渡しても家のお母さんのところにぱっと持っていくということはないかな少ないのではないかと思います。なので、どのように

して家庭に届けるか、というところもあると思います。いじめということに対しての家庭と学校等の共通理解を進めていくというところで、これはこれで意味のある取組ではないかと思います。

リーフレットをどうにかして家庭の方にも届けて、いじめとはこういうことだよ、ということ、親と一緒に共通理解する、あとは学校でこれをどのように活用するかというところですが、道徳の授業や、自分が中学校や小学校のときを思い出すと学級会のような中で、いじめとはこういうことだよ、とロールプレイをやっていたことがありました。役割分担を作って、このようになったときにどのように感じてくるか、というところをお互いに行い、今度は学級の中での共通理解、子どもたちとの共通理解をいかに進めていくのか、と思います。

いじめと不登校の問題もだいぶあるのではないのでしょうか。はっきりしたデータはなかなか掴めないと思いますが、例えば、いじめを受けた・いじめられたことがある、それと不登校やそういった他の問題、問題行動のような問題として、どのように深掘りしていくか、というところがこれからの問題だと思いました。

あとは、いま注目されている、他の先生たちにも共通理解されております「発達障害」の中には、感覚過敏のある子たちがいて、学級集団にはうまく馴染めないといったお子さんや、最近では境界線というか学力でいくら教えても記憶できなくてついていけない、学校の勉強についていけないという子は、発達障害ではなくてもある程度はいて、そのような子どもたちも、もしかすればいじめの対象になっている可能性があるということになります。そのようなところをもう少し丁寧にまとめていくということになれば、このいじめ防止や、それから不登校対策がリンクするような形で考えていく、むしろ、考えていかざるを得ないというところも感じたところです。その点で、滝沢市では特別支援の巡回相談というのをやっておりますので、だいぶ他の市町村に比べれば頑張っており組んでいると思います。

(議長)

ありがとうございました。いじめ防止対策について、考え方であり、それから大事にしたいことであり、それからキーワードもたくさん出てまいりましたので、市教育委員会、学校や保護者の方と関わるところで生かしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

最後の協議になります。協議(4)について、事務局から情報機器の使用に関するアンケート調査についての説明がございますのでよろしくお願いします。

(事務局)

説明

(議長)

情報機器の使用に関するアンケート結果をかいつまんでお話しいただきましたが、所持率や使用時間、ルールを決めている、フィルタリングのこと、最後に相談機関のことで思いがけない数字も出たと話していましたが、質問ご感想等ございませんか。

(委員)

先ほど、今指摘のあったフィルタリングについてですが、これは私自身、子どもの携帯を契約する機会が最近ありまして、そうすると携帯会社の方もあらかじめフィルタリングしないといけないというようなことを言うてくださって、子どもが使うと学割が使える、学割を利用するにはフィルタリングしないといけないというようになっていて、たぶん最初からフィルタリングはされているものなのだと思います。ただ、実際フィルタリングしてしまうと、利用するたびに保護者が同意しないとならなくて、すごく面倒くさいというのがあり、この「していない」という書き方ですが「解除した」という言い方の方がいいのではないのでしょうか。最初からフラットの状態ですべて「しています」ではなく、この人たちは多分あえて「解除」したんだろうと。大手携帯会社では多分フィルタリングはしているのでは、と思いました。

(議長)

委員さんいかがですか。

(委員)

実際はどうでしょう？うちでは高校から持たせることにしていたので小中に関してはわからないところではありますが、高校になってから持たせた長女に関してはフィルタリングもですが、とにかくいろいろなことがしたい、と。そのため「フィルタリングを外せ外せ」と言われ続けました。フィルタリングを自分で外すということを小・中学生がどの程度できるのかと思うと、それは難しいと思っておりますので、学校がもし保護者に対して伝えていただけるのであれば、小学校もそうですけど、中学校もそうですが、入学説明会のときに、可能であれば持たせないでくれというような言葉を伝えていただければいいとも思っています。

数年前にも滝沢市では禁止にしたらどうだという発言をさせてもらいましたが、その後ブラジルでも未成年はもうスマホを持ってはいけない、と国で決めています。いろいろな部分で便利でもありますが弊害もいろいろ出てきている中で、国がどう言うかという部分もあると思いますが「滝沢市では」というようなものを伝えてもいいのでは、と思います。

(議長)

ありがとうございました。今の委員さんのご意見については教育委員会の方でぜひ考えていただければと思います。

(委員)

調査結果などお聞きして、非常に様々な取組が功を奏している、特にいじめの件については学年が進むと件数が減っているということがわかりますので、様々な取組を通して子どもたちの判断力や、そのような道徳に関する育成が図られているということを感じました。

情報機器の使用に関するアンケート調査結果の中で、何点か気になるところがります。8番目の保護者への質問のところ、小学生も中学生もどちらも二つ目に多かったのが、先ほど事務局からもありましたが、情報機器が手放せないと言いつつも所持していないと落ち着かない、と。これがやはり懸念されるころだと思っておりますので、情報モラル等を含めて、長時間使用、いわゆるネット依存傾向にある子どもの指導をどうするかというところは今後の検討課題かと思っております。専門家のサポートや、スマホ依存対策アプリというもの今はあります。そういうものを、情報として子どもに教えながら使用時間の管理や制限をかけていく、ということが必要と思っております。

最後、20番です。20番は、あなたは利用しているネットでトラブルが起きたときどのような対応をしましたか、ということで、小学生も中学生も家庭に相談・家族に相談した、というのが1位です。保護者の方を見ますと、1位のお子様が通う学校に相談した、となっております。ということはどうなるかということ、子どもは保護者に相談するのですが、保護者は学校に相談する、と。そうすると学校が大変になります。そもそもこの情報機器のトラブルを先生が解決する必要があるのか、ということです。学校でトラブルが発生しているわけではないので、例えば土日のような家に帰ってからのことが多いのではないかと思います、そこまでやらないとならないのか、と。教職員の多忙化が話題となっています。本来やらなくてはならない業務に集中できなかつたり、時間を取られたりするというような弊害も起きてくると思っておりますので、ぜひこの課題を解決する対策をお願いしたいと思います。例えばICT指導員のような方が入っていますが、滝沢は入ってらっしゃるのですか？そういう指導員の方でネットリテラシーに堪能な方がいれば、ぜひそういう方を採用していただいて、トラブル解決の一助にいただければと思います、よろしく申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。他の方からございませんでしょうか。

それではその他ございますか。その他のその他ということで、ございませんか。

それでは、協議の4のその他も終わりたいと思います。

予定の時間を過ぎてしまいました、申し訳ありませんでした。

今日お話を聞いていて、それぞれの立場や専門性でお話されて、いじめ防止対策に向けて今後どうしていったらいいのか、ということの道筋が見えてきたような気がします。ぜひ市教育委員会にはこれからの政策について、学校は実践面で、保護者は子どもとの関わりなどの部分で、それぞれ進めていってもらえばと思っておりました。共通理解や連携、それが例えば先生と子どもや学校と親、市教育委員会と学校とかではなく、子どもと学校と保護者と関係機関と行政、それこそが教育振興運動がちょうど今年 60 周年となりますが、その 5 者が連携協力連携というところが大事だと感じました。協力連携するため、お互いに信頼関係も含めながら、いじめ防止に向けても連携協力というところがすごく大事だということを最後に示させていただきたいと思います。本当にありがとうございました。

最後に、委員の皆様方のお立場で、これからも滝沢の子どもたちの健全育成に向けて寄与されていくことをお約束して本日の会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

(次長)

ありがとうございました。

長時間にわたりまして熱心なご協議いただき誠にありがとうございました。最後に太田教育長よりご挨拶申し上げます。

(教育長)

大西会長の議事進行により、短い時間でしたがたくさんのそれぞれの皆様方の専門的な見地からのお話を伺うことができ、本当に有意義な会であったと感謝しております。子どもたちにとって一生涯をどのように自立して生きていくのかという自立の基礎を育む段階の、特に義務教育の段階において、今、いじめだとか不登校だとか様々な教育の課題がありますし、一人一人の子どもの持っている個性が見えにくくなっている時代でもあると思います。

学校という一面的な見方ではなく、それぞれの立場から子どもたちを見ていただきながら、そして、その子が学校に行くのが楽しいと、みんなと生活することに喜びがあるという、明日に期待できるような滝沢市の教育を目指していかなければという思いを強くしたところでもあります。そのためには、皆様方のお力をいただきながら、みんなで子どもを育てる、社会をより良く生きていくために、子どもたちがつけていく力は何か、ということをもた改めて考える機会となりました。本当に今日はありがとうございました。今後に生かしてまいりたいと思います。

(次長)

それでは、以上をもちまして第 2 回滝沢市いじめ防止等対策協議会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。薄暮の時間帯になりましたので、お帰りの際お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。